

徳島県体操協会規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本会は徳島県体操協会と称する。
第2条 本会は事務局を会長指定の場所におく。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は体操競技並びに新体操の普及振興を図ることを目的とする。
第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1 体操競技会、新体操競技会、発表会、講習会の開催
2 体操競技並びに新体操に関する調査と研究
3 体操競技・新体操公認審判の養成
4 その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 組織及び役員

- 第5条 本会は登録会員を以て組織する。
第6条 本会は下記の役員を置く。
名誉会長1名、顧問若干名、会長1名、副会長若干名、理事長1名、
副理事長1名、常任理事若干名、理事若干名、事務局長1名、監事若干名
上記の外、会長において必要と認めたる時は、常任理事会に諮り参与をおくこ
とができる。
第7条 1 会長は常任理事会において選出し会務を総理する。
2 副会長は常任理事会において選出し会長を補佐する。
3 理事長、副理事長は、常任理事会において互選し、理事長は会務を執行し、
副理事長は理事長を補佐し、常任理事は常務を掌る。
4 常任理事は会員より互選し会務を常理する。
5 事務局長は会長が委嘱し庶務会計を掌る。
6 監事は常任理事会において選出し、会計監査にあたる。
第8条 役員任期は2ヶ年とする。但し再任は妨げない。補欠役員任期は残任期間と
する。

第4章 会議

- 第9条 会議は会長が召集し、出席者の過半数で決する。
常任理事会は次の事項を審議する。
1 名誉会長、顧問、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、
各専門部長、監事の選出
2 次期総会に提出すべき議案の作成
3 その他会務の執行上必要な事項
総会は次の事項を議決する
1 常任理事の決定
2 収支予算決算並びに事業計画
3 規約改正その他柔なる事項

第5章 会計

- 第10条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。
第11条 本会の会費は、登録会費をもってあて、その額は総会において定める。
第12条 本会の会計年度、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終える。

第6章 付則

- 第13条 本会は徳島県体育協会並びに日本体操協会の加盟団体である。
第14条 本規約は、昭和22年4月1日より施行する。
昭和44年4月1日一部改正
昭和45年5月1日一部改正
昭和56年2月21日一部改正
昭和58年2月19日一部改正
平成9年3月21日一部改正